

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の運営について

1 趣 旨

介護保険の給付対象となる福祉用具や住宅改修について、利用者や保険者等の意見・要望を踏まえ、新たな種目・種類の取り入れや、種目・種類の拡充を行おうとする場合に、その是非や内容等について検討を行い、品目の取り入れ等の円滑化に資すること等を目的として、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2 構成等

- (1) 検討会のメンバーは、学識経験者、実務者、自治体の職員、事業者関係団体等の中から厚生労働省老健局長が招集する。
- (2) 座長を置き、互選によりこれを定める。座長はメンバーを総括する。
- (3) 検討会の庶務は、厚生労働省老健局振興課において行う。

3 検討事項

- (1) 介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の新たな種目・種類の追加や、種目・種類の拡充についての妥当性や内容についての検討
- (2) その他、介護保険の福祉用具・住宅改修に関すること

4 検討会の運営等

- (1) 検討会は、議論の必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができるものとする。
- (2) 検討会は、必要に応じ、作業部会を開催し、専門的事項を検討させることができるものとする。
- (3) 検討会は、原則として公開とする。